

令和5年3月7日	資料 1 - 1
第2回 標準的な健診・保健指導プログラム改訂 に関するワーキング・グループ	

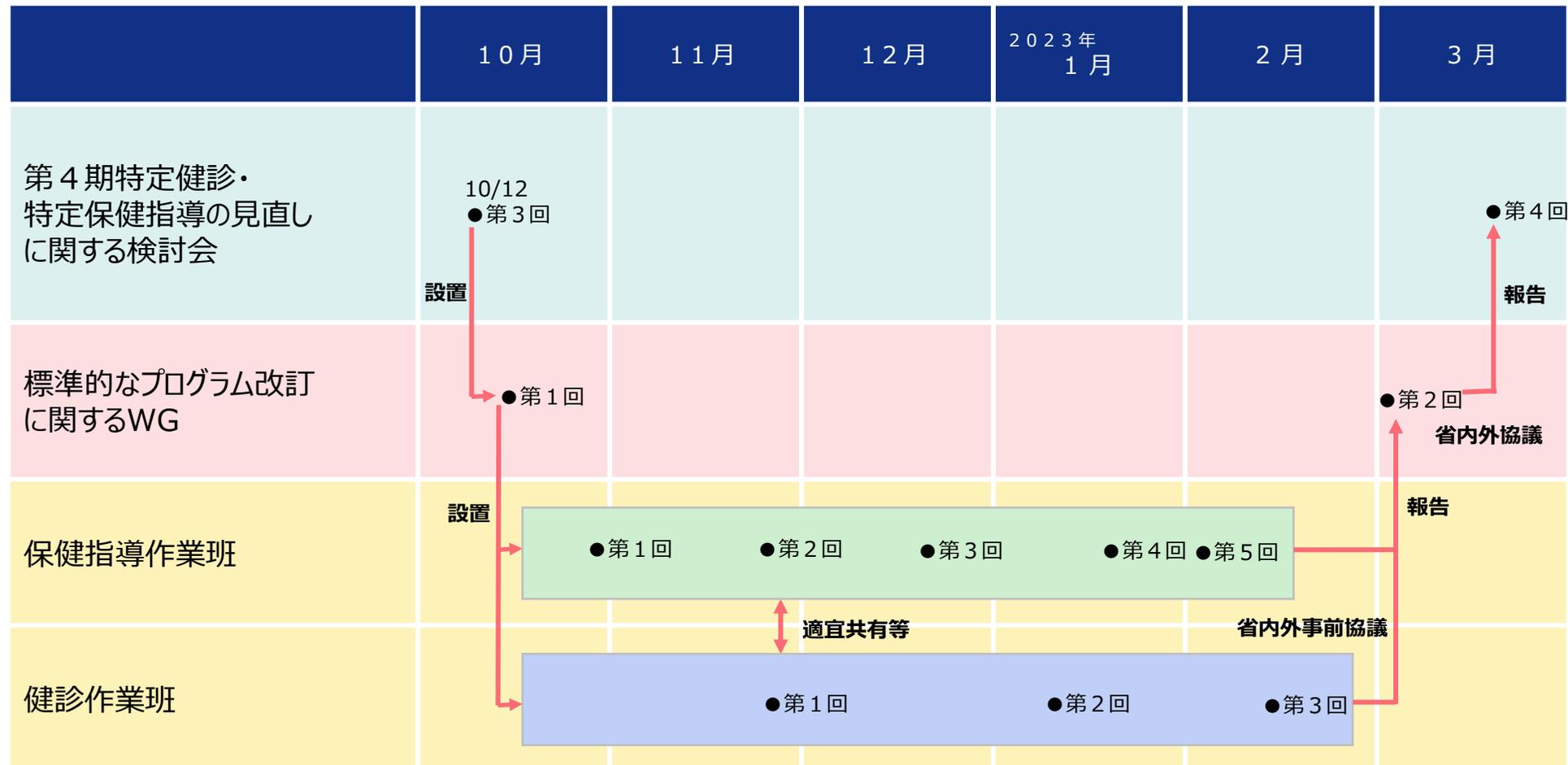
標準的な健診・保健指導プログラム (令和6年度版) (案) の主な変更点

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

標準的なプログラム改訂に関するWG及び作業班スケジュール



標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）（案）の主な変更点

第1編 標準的な健診・保健指導プログラムの考え方

- 第3章「事業のマネジメントを担う者に求められる能力」に「ICTを管理する能力」を追加。
「健診・保健指導実施者に求められる能力」に「ICTを活用する能力」を追加。

標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）（案）	標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】
<p>第1章 生活習慣病対策のための標準的な健診・保健指導の方向性</p> <p>1-1 特定健診・特定保健指導の導入の経緯と生活習慣病対策の今後の方向性</p> <p>1-2 特定健診・特定保健指導制度とは</p> <p>1-3 標準的な健診・保健指導プログラムの位置づけ</p> <p>1-4 健診・保健指導の基本的な考え方</p> <p>1-5 健診・保健指導の外部委託</p> <p>第2章 健診・保健指導の進め方（流れ）</p> <p><u>2-1 年次計画の作成</u></p> <p><u>2-2 健診の実施と健診結果やそのほか必要な情報の提供（フィードバック）</u></p> <p>2-3 保健指導対象者の選定・階層化と保健指導</p> <p>2-4 評価</p> <p>第3章 健診・保健指導事業に関わる者に求められる能力</p> <p><u>3-1 事業のマネジメントを担う者に求められる能力</u></p> <p><u>3-2 健診・保健指導実施者に求められる能力</u></p> <p>別紙1-1 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者</p> <p>別紙1-2 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準</p>	<p>第1章 生活習慣病対策のための標準的な健診・保健指導の方向性</p> <p>1-1 特定健診・特定保健指導の導入の経緯と生活習慣病対策の今後の方向性</p> <p>1-2 特定健診・特定保健指導制度とは</p> <p>1-3 標準的な健診・保健指導プログラムの位置づけ</p> <p>1-4 健診・保健指導の基本的な考え方</p> <p>1-5 健診・保健指導の外部委託</p> <p>第2章 健診・保健指導の進め方（流れ）</p> <p>2-1 年次計画の作成</p> <p>2-2 健診の実施と健診結果やそのほか必要な情報の提供（フィードバック）</p> <p>2-3 保健指導対象者の選定・階層化と保健指導</p> <p>2-4 評価</p> <p>第3章 健診・保健指導事業に関わる者に求められる能力</p> <p>3-1 事業のマネジメントを担う者に求められる能力</p> <p>3-2 健診・保健指導実施者に求められる能力</p> <p>別紙1-1 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者</p> <p>別紙1-2 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準</p>

標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）（案）の主な変更点

第2編 健診

- 現行の記載内容について、「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」のとりまとめに基づき、改訂を行った。
- 上記のとりまとめ及び検討会・WGにおける指摘事項に加え、記載内容が現状に即していないものや、新たに科学的知見が示されたもの等についても改訂を行った。
- 改訂作業に当たっては、科学的なエビデンス等の観点から、厚生労働科学研究班と協力して作業を進めた。

【主な変更点】

- 食事の影響が大きい中性脂肪の基準値に、随時採血時の値を追加することに伴う階層化基準等に係る記載の変更。（第2編第2章）
- 受診勧奨判定値を超えるレベルの場合に直ちに服薬等の治療が開始されるという誤解を防ぐための注釈等を追加するとともに、フィードバック文例集の活用がより一層進むように、構成等を分かりやすさの観点も踏まえて改訂。（第2編第2章）
- 喫煙・飲酒・保健指導に関する質問項目・回答選択肢の修正に伴う記載事項の改訂。（第2編別紙3）
- 健診受診者と医療関係者への情報提供を目的とした健診受診者が医療機関を受診する際等に持参・活用できる文書を追加。（第2編別添資料）

標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）（案）の主な変更点

標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）（案）	標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】
<p>第1章 メタボリックシンドロームに着目する意義</p> <p>第2章 健診の内容</p> <p>2-1 健診項目（検査項目及び質問項目）</p> <p>2-2 健診結果やそのほか必要な情報の提供（フィードバック）について</p> <p>第3章 保健指導対象者の選定と階層化</p> <p>第4章 健診における各機関の役割</p> <p>第5章 健診データ等の電子化</p> <p>5-1 健診データ提出の電子的標準様式</p> <p>5-2 健診項目の標準コードの設定</p> <p>5-3 健診機関・保健指導機関コードの設定</p> <p>5-4 健診結果の保存と活用について</p> <p>第6章 年齢層を考慮した健診・保健指導について</p> <p>6-1 高齢者に対する健診・保健指導</p> <p>6-2 40歳未満の者に対する健診・保健指導</p> <p>別紙1 特定健診と労働安全衛生法・学校保健安全法との比較</p> <p>別紙2 「詳細な健診」項目について</p> <p>別紙3 標準的な質問票</p> <p>別紙4 健診の検査実施方法及び留意事項</p> <p>別紙5 健診検査項目の保健指導判定値及び受診勧奨判定値</p> <p>別紙6 健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針</p> <p>別紙7-1 健診結果・質問票情報</p> <p>別紙7-2 保健指導情報</p> <p>別紙7-3 データ範囲のチェック</p> <p>【別添】 健診結果とそのほか必要な情報の提供（フィードバック文例集）</p>	<p>第1章 メタボリックシンドロームに着目する意義</p> <p>第2章 健診の内容</p> <p>2-1 健診項目（検査項目及び質問項目）</p> <p>2-2 健診結果やそのほか必要な情報の提供（フィードバック）について</p> <p>第3章 保健指導対象者の選定と階層化</p> <p>第4章 健診における各機関の役割</p> <p>第5章 健診データ等の電子化</p> <p>5-1 健診データ提出の電子的標準様式</p> <p>5-2 健診項目の標準コードの設定</p> <p>5-3 健診機関・保健指導機関コードの設定</p> <p>5-4 健診結果の保存と活用について</p> <p>第6章 年齢層を考慮した健診・保健指導について</p> <p>6-1 高齢者に対する健診・保健指導</p> <p>6-2 40歳未満の者に対する健診・保健指導</p> <p>別紙1 特定健診と労働安全衛生法・学校保健安全法との比較</p> <p>別紙2 「詳細な健診」項目について</p> <p>別紙3 標準的な質問票</p> <p>別紙4 健診の検査実施方法及び留意事項</p> <p>別紙5 健診検査項目の保健指導判定値及び受診勧奨判定値</p> <p>別紙6 健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針</p> <p>別紙7-1 健診結果・質問票情報</p> <p>別紙7-2 保健指導情報</p> <p>別紙7-3 データ範囲のチェック</p> <p>【別添】 健診結果とそのほか必要な情報の提供（フィードバック文例集）</p>

標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）（案）の主な変更点

第3編 保健指導

- 一般的な保健指導に関する内容と特定保健指導に関する内容を整理し、章の構成を変更。（第3編第3章）
- 「ICTを活用した保健指導とその留意事項」を追加。（第3編第3章）
- アウトカム評価の導入に伴う全体的な記載事項の修正。（第3編第3章）
- 「情報提供・保健指導の実施内容」と「望ましい保健指導」の整理・統合。（第3編第3章）
- 別添1～4について、冊子内への記載から冊子内にリンク先のURLを記載する方式に変更。（第3編第3章）

標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）（案）

第1章 保健指導の基本的考え方
第2章 保健事業（保健指導）計画の作成
2-1 保健事業（保健指導）計画作成の進め方
2-2 保健事業（保健指導）計画作成にあたっての現状分析と分析結果の整理
2-3 保健事業（保健指導）の目標設定
2-4 保健事業（保健指導）計画の作成
第3章 保健指導の実施
3-1 基本的事項
3-2 保健指導のプロセスと必要な保健指導技術
3-3 ICTを活用した保健指導とその留意事項
3-4 保健指導の未実施者及び中断者への支援
3-5 「無関心期」、「関心期」にある対象者への支援
3-6 2回目以降の対象者への支援
3-7 特定保健指導における情報提供・保健指導の実施内容
3-8 特定保健指導の対象とならない非肥満の脳・心血管疾患危険因子保有者に対する生活習慣の改善指導
3-9 宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラム
第4章 保健指導の評価
第5章 地域・職域における保健指導
5-1 地域保健と職域保健の保健指導の特徴
5-2 地域・職域連携による効果

※別添1～4について、冊子内への記載から冊子内にリンク先のURLを記載する方式に変更。

標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】

第1章 保健指導の基本的考え方
第2章 保健事業（保健指導）計画の作成
2-1 保健事業（保健指導）計画作成の進め方
2-2 保健事業（保健指導）計画作成にあたっての現状分析と分析結果の整理
2-3 保健事業（保健指導）の目標設定
2-4 保健事業（保健指導）計画の作成
第3章 保健指導の実施
3-1 基本的事項
3-2 保健指導における情報提供
3-3 情報提供・保健指導の実施内容
3-4 望ましい保健指導
3-5 保健指導のプロセスと必要な保健指導技術
3-6 保健指導の未実施者及び積極的支援の中断者への支援
3-7 「無関心期」、「関心期」にある対象者への支援
3-8 2回目以降の対象者への支援
3-9 特定保健指導の対象とならない非肥満の脳・心血管疾患危険因子保有者に対する生活習慣の改善指導
3-10 宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラム
第4章 保健指導の評価
第5章 地域・職域における保健指導
5-1 地域保健と職域保健の保健指導の特徴
5-2 地域・職域連携による効果
【別添1】保健指導のための禁煙支援簡易マニュアル
【別添2】保健指導におけるアルコール使用障害スクリーニング（AUDIT）とその評価結果に基づく減酒支援（ブリーフインターベンション）の手引き
【別添3】特定保健指導の対象とならない非肥満の脳・心血管疾患危険因子保有者に対する生活習慣の改善
【別添4】宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラム

標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）（案）の主な変更点

第4編 体制・基盤整備、総合評価

- 人材育成体制の整備に「健診実施機関・保健指導実施機関の役割」の追加。
- 最新の知見を反映した健診・保健指導内容の見直しのための体制整備に「保険者の役割」、「保険者中央団体の役割」を追加。
- 様式集について、冊子内への記載から冊子内にリンク先のURLを記載する方式に変更。

健診・保健指導の研修ガイドライン

- 職務・経験別の受講者ニーズに対応した研修の業務遂行能力チェックリストおよび具体的なプログラム例にICTの活用に関する内容を追加。

標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）（案）	標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】
<p>第1章 人材育成体制の整備</p> <p>第2章 <u>最新の知見を反映した健診・保健指導内容の見直しのための体制</u></p> <p>第3章 健診・保健指導の実施・評価のためのデータ分析とデータ管理</p> <p>3-1 健診・保健指導の実施・評価のための指標・項目</p> <p>3-2 保険者における健診・保健指導の実施・評価</p> <p>3-3 健診・保健指導計画作成及び評価のためのデータ管理</p> <p>3-4 個人情報の保護とデータの利用に関する方針</p> <p>別紙1 生活習慣病の発症予防・重症化予防対策の分析・評価指標</p> <p>別紙2 個人情報の保護に関する法律</p> <p>（添付資料）</p> <ul style="list-style-type: none">○ メタボリックシンドロームの定義と診断基準○ 各学会のガイドライン等 参照URL○ <u>健診・保健指導の研修ガイドライン（令和6年度版）</u>	<p>第1章 人材育成体制の整備</p> <p>第2章 最新の知見を反映した健診・保健指導内容の見直しのための体制</p> <p>第3章 健診・保健指導の実施・評価のためのデータ分析とデータ管理</p> <p>3-1 健診・保健指導の実施・評価のための指標・項目</p> <p>3-2 保険者における健診・保健指導の実施・評価</p> <p>3-3 健診・保健指導計画作成及び評価のためのデータ管理</p> <p>3-4 個人情報の保護とデータの利用に関する方針</p> <p>別紙1 生活習慣病の発症予防・重症化予防対策の分析・評価指標</p> <p>別紙2 個人情報の保護に関する法律</p> <p>参考；様式集</p> <p>（添付資料）</p> <ul style="list-style-type: none">○ メタボリックシンドロームの定義と診断基準○ 各学会のガイドライン等 参照URL○ 健診・保健指導の研修ガイドライン（平成30年4月版）